

平成 27 年 11 月 27 日

保護者の皆様

県立横浜翠嵐高等学校
校長 佐藤 到

学校感染症における出席停止の取り扱いについて

向寒の候、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。平素は本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきまして深く感謝申し上げます。

さて、感染症の流行が気になる季節となりました。次の感染症と診断された場合は、流行拡大防止の観点から、出席停止となります（学校保健安全法施行規則 19 条）。医師から診断を受けましたら、学校へご連絡いただくとともに、下表の基準をご参考の上、医師の指示により十分療養されますようお願い申し上げます。なお、回復されました折には、お手数ですがお子様を通して担任より「学校感染症治癒報告書」を受け取り、ご記入の上、提出してください。

※医師による診断書等の添付は不要です。

学校感染症と出席停止の期間の基準（学校保健安全法施行規則第 19 条 平成 24 年 4 月 1 日一部改正）

	病名（潜伏期間）	出席停止の基準
第一種	感染症予防法に規定される 1 類・2 類感染症（結核をのぞく） エボラ出血熱、ペスト、コレラなど 11 種	治癒するまで
第二種 学校で流行しやすい飛沫感染をする感染症	インフルエンザ（1～4 日）	発症後 5 日、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで
	百日咳（5～21 日）	特有の咳が消失するまで、または、5 日間の適正な抗菌性物質による治療が終了するまで
	麻疹【はしか】（7～18 日）	発疹を伴う発熱が解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎【おたふくかぜ】（12～25 日）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
	風疹（14～23 日）	紅斑性の発疹が消失するまで
	水痘【みずぼうそう】（10～21 日）	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（2～14 日）	主要症状が消失した後 2 日を経過するまで
	結核	感染のおそれがなくなるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎（3～4 日）	感染のおそれがなくなるまで
第三種	急性出血性結膜炎、コレラ、腸チフス 腸管出血性大腸菌感染、細菌性赤痢 流行性角結膜炎、パラチフス	病状により、学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで
	その他の感染症	学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要がある時に限り、学校医の意見を聞き、校長が第三種の感染症として緊急的に措置をとることができる。

〔 問い合わせ先：生徒支援グループ 川合 電話：045-311-5826 〕